**第５回　第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会**

参 考 ２

**議論の整理**

議題１：生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」について

＜全体について＞

〇受診拒否や入院拒否、入院時も介護者同伴や個室入院を求められるといった事例が依然としてあることから、「10年後のめざすべき姿」として、「障害者差別解消法を踏まえ、障がい者がどの医療機関においても受診や入院を拒否されることなく、気兼ねなく必要な医療を受けることができるようにする」旨を記載すべき。

〇府が8月に策定した「地域医療構想」の中で、入院治療と在宅医療の関係が大きく変わると思うが、それを背景にして、障がい者の医療のあり方も変わるのではないか。具体的には、「地域包括ケア病棟」が順次整備され、これまでの医療の世界から、介護や福祉の世界に進出してくる、連携を考えることが必要。

＜医療サービスの充実について＞

〇入院時の重度訪問介護の利用が平成30年度から開始するが、区分６で、かつコミュニケーション支援を要する者だけが認められる等、幅の狭いものになる可能性がある。少なくとも区分４以上は対象になるように、国への働きかけが必要。また、各市での重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の実施は７市にとどまっていることから、全市町村で実施されるよう、府から「施策立案モデル」として提示することも検討すべき。また通院等介助の院内介護の中抜きや、自宅発着問題の改善についても、国への働きかけが必要。

〇地域の個人クリニックや歯科には障がいに関する専門的知識がないために、治療が難しいという面もある。障がい者が治療を受けるためには、どこの医療機関に行けばいいのか、そのような情報の共有が必要。大きな病院では大抵のケアはできるが、そのために紹介状が必要ということもあり、医療機関同士の連携や情報共有の仕組みも検討すべき。

〇障がい者の医療費助成の見直し問題について、精神障がい・難病患者・訪看ステーションが対象となることは前進だが、本人負担が大幅に引き上げられようとしていることは問題。対象拡大の費用を本人に押し付け、受益者負担があたかも正当であるように言われることは容認できない。受診控えなどの問題が発生しないよう、極力低廉な料金で必要な医療が受けられるようにすることを長期計画にも明記すべき。

〇障がい者の医療費助成の見直し問題は、難病患者にとっても大きな問題。難病患者に枠を拡大した結果、増えるのは900人くらいで、実際には切り捨てられる65歳以上の高齢の難病患者の方がはるかに多い。費用負担だけではなく、制度全体としての問題。

〇精神と身体の合併症の方々に対する支援システムが大阪府では他自治体に先駆けて始まっている。本システムの活用が進むことで、精神科以外の病院の先生方にも多くの精神の患者を診ていただきたい。また、認知症の方々も精神科以外の病院に入院が困難ということがあるが、診療報酬の加算などにより進んでほしい。

〇難病の理解を進めるための啓発活動をさらに進めることが必要。また、大阪難病医療情報センターの開設が週に三日だけとなっており、不十分。センターは、難病の方しか利用できないが、難病の確定診断が出るまでが一番大変で、何か所も病院を回って初めて確定診断が出るという状況もある。このような状況も踏まて、診断が出る前段階でも相談を可能とすべき。

〇地域の小さな病院や歯医者にも手話のできる人がいれば安心できる。手話ができる相談員や医療関係者を増加すべき。

＜医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者への支援の充実について＞

〇在宅診療や訪問看護の回数・時間帯等に制限があること、医療的ケアに対応できる福祉事業所、研修事業所の数に地域格差があることから、それらの状況を、地域分布も含めて把握し、改善に取り組むべき。

〇日中活動、グループホーム、居宅介護等における医療的ケアに対する報酬が低すぎたり、また対象とされていないものもあることから、国に報酬改善を求めるとともに、府としても、「医療型短期入所整備促進事業」だけでなく、他の事業への支援拡大を検討すべき。

〇遠方の医療機関に通わなくていいように、医療機関の整備・確保を充実すべき。また、「医療型短期入所整備促進事業」について、マッチングを一層推進するため、数を増やすべき。たん吸引に関する研修の充実等、人材育成も重要。

＜（医学・社会的）リハビリテーションについて＞

〇高次脳機能障がいへの支援の充実について、府の障がい者医療・リハビリテーションセンターでは、重度障がい者の地域生活支援に向けたアドバイスよりも、軽度者の就労的課題への取り組みに偏っている印象がある。重度障がい者の地域での受け入れが既に始まっていることから、気持ちが落ち着く支援や、関係・環境づくりのあり方等について、早期に情報提供できるよう検討すべき。地域生活支援については、主には障がい者自立相談支援センターがその役割を果たすと考えられるが、障がい者自立センターとの役割分担も明確にすべき。

〇府の高次脳機能障がいに関する取り組みは全国でも進んでいると認識。議論として深めるべきことは、広域行政体として都道府県が持つこととされている更生相談所（障がい者自立相談支援センター）の役割とは何なのかということ。これは障がい者計画の策定や見直しの議論のたびに毎回問われること。戦後の障がい者関係の法律の中では、「更生相談所は要だ」と言われながら、統計上のデータを見ると、相談機能がほとんど機能していないように見える。地域における関係機関との役割分担を考えるに当たり、センターが担うべき現実的な役割を考えるべき。

〇自立相談支援センターと市町村の役割分担を考えることは必要であるが、市町村の窓口スタッフは経験が浅く、勉強不足の面がある。

＜悩みについての相談について＞

〇困難な発達障がいを伴う知的障がいへの支援に言及されているが、ここを啓発してもらえることはありがたい。病院では、待合室にいられなく診断を受けられない、入院をお断りされるということもあるので、その辺りを充実すべき。

〇聴覚障がいを有する障がい者のカウンセリングや家族への情報保障のため、手話通訳が必要。問題は、医療的な専門用語が難しく、十分な対応ができるかということ。専門知識を有する通訳者を育てることが大切。

〇相談支援専門員について、通訳者を介さずに聴覚障がい者同士で会話できることが望ましい。相談員の養成が課題と記載されているが、相談員の中で、障がいを持つ当事者の割合を増やすことも必要。

＜その他＞

〇相模原事件により精神障がい者の措置入院が強化されることのないよう、医療・福祉の連携によって、より一層、退院促進、地域生活支援に取り組むことを盛り込むべき。

〇障がい者の性の問題について、自己肯定感や自分を大事にするという気持ちを身につける機会を、この生活場面の中で観点として盛り込むべき。

議題２：生活場面Ⅴ「楽しむ」について

＜全体について＞

〇この場面での切り口が、「スポーツ」「芸術・文化活動」「ボランティア活動」に偏っていることに違和感を感じる。食事や買物、行楽や旅行、友人と過ごす等の余暇活動が、誰にとっても社会生活上、欠くことができないものであることを踏まえて再考すべき。

〇「10年後のめざすべき姿」として、「どこででも他の者と同じように、一緒に楽しむことができるようにすること」を記載すべき。

〇地域生活を楽しむという面において、自立支援法の進展によって、どのような問題が生じているのかを聞き取る必要がある。地域の中で可視化した問題は対策が取られていくが、消えていく問題もあり、そういったことを適切に把握していくことが、広域自治体には求められる。

＜スポーツ活動について＞

〇スポーツ大会について、府では5月に大会を開き、それが全国大会の予選にも位置付けられているが、全国大会の競技でありながら府の競技種目に入っていない団体スポーツもあることから、府の大会にも位置付けるべき。また、大会が5月ということで、ウィンタースポーツが外れていることも問題。

〇聴覚障がい者の中には、市民マラソン大会等のイベントに参加する者も多い。しかし、開会式典等のセレモニーには手話通訳がつくが、実際にスポーツが始まると何も情報保障がなく、一人での参加は不安という声をよく聞く。手話ができるボランティアスタッフ等の配慮が望ましい。

〇障がい者スポーツ指導員の育成について、すべての指導員が手話をできる訳ではないので、中級や上級になれば、手話検定3級以上の資格をとることを義務付ける等の取り組みが必要。

〇スポーツ施設における障がい者の受け入れやバリアの解消については、障害者差別解消法では、合理的配慮の提供は本人の申し出があってということになっているが、施設サイドにも、そのような配慮が必要ということについての情報提供をすべき。

〇現在、障がい者団体の構成員のほとんどが高齢者であり、スポーツと言えばレクリエーション大会のようなものに変わってきている。高齢者スポーツを研究し、団体に指導してほしい。

＜余暇活動や社会参加について＞

〇本人の世界を広げるため、移動支援の利用は重要であることを強調し、市町村とも協議して、様々な制限の見直しを進めることを盛り込むべき。例えば、泊まりがけの旅行時にホテル内での利用が不可であること、バス旅行での制限、居酒屋・ギャンブル等の行き先の制限、カラオケ等の中抜き、サイクリングの併走や電動車いすへの付き添いが不可である等の利用制限は、いずれも本人の余暇活動を制限する問題であり、見直しが必要。また年末年始等、長期休暇は誰しも外出して余暇を楽しむことから、その時期における時間数の保障にも言及すべき。

〇施設入所者についても、移動支援を利用して、個別でもグループでも外出できるように保障していくことの必要性について言及すべき。

〇ヘルパー制度が充実し、外に出られなかった障がい者が外出できるようになった。しかし、長時間の支援を要する方は、時間制限等により、ヘルパーも本人も大変な思いをしている。

〇放課後について、障がい児だけで過ごす放課後等デイサービスばかりを記載するのではなく、健常児と一緒に過ごせるよう、いきいき活動や移動支援の利用なども手厚く記載すべき。

〇遊園地でのアトラクションの利用拒否、車いす席の位置や配置等の問題、映画館でも最前列にしか設定されていないことなどについて見直しを進めるという視点も盛り込むべき。とりわけ、遊園地でのアトラクションについては、聴覚障がい者の場合、解説を聞いて楽しむようなものは、その場の雰囲気を味わうだけで終わってしまう。大阪府としてできることがある訳ではないが、国に対して働きかけは可能ではないか。

〇映画館では、邦画にも字幕が付くことがあるが、いつでも楽しめるようにはなっていない。テレビ番組でも、デジタル放送の普及で、字幕が付く番組も増えているが、子ども向けのアニメや特撮は、ＤＶＤになった時には字幕が付かない。

〇映画については、「ＵＤキャスト」というシステムの開発と普及により、邦画については今後対応できる可能性があるが、洋画については、まだまだこれからという印象。テレビ番組については、文字放送は多くの割合が提供されつつあるが、解説付きはまだまだ実績が上がっていないので、国にも要望が必要。

〇字幕について、通常の字幕は、文章の漢字にルビがない、分かち書きがないという課題があることから、知的障がいの方にもわかりやすい配慮が必要。音声解説は、知的障がいの方にとっても重要。通常の情景の解説だけではなく、画面に映されているものの意味や背景、知識を解説することが必要であり、ドラマ等でもそういう配慮があれば理解しやすい。地上波では難しいが、インターネットを使ったテレビでは、そういったことが技術的に可能になっているので、取り組むべき。

＜その他＞

〇知的障がいの方と関わっていると、近年、ゲームなどで、バーチャルな世界を楽しむ若者が増えているが、そこには罠（多額な請求につながるなど）が多い。そういった世界を安全に楽しむための支援が新たな課題。

〇マルチ商法が巧妙化しており、解約できなかったり、法外な金額をとられるというようなことが増えている。地域生活を楽しむということは、そういった危険と隣り合わせであり、対策を講じることが必要。

〇楽しむことを保証するため、地域生活支援事業を負担金とする等、国にも要望し、市町村の財源を強化すべき。